

総社市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第13号

総社市財務規則の一部を改正する規則

総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
(前金払金の精算) 第65条 略	(前金払金の精算) 第65条 略 <u>(繰替払)</u> <u>第65条の2 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費及び同号の規定により規則で定める収入金は、次に掲げるものとする。</u> <u>総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年総社市条例第198号）第9条第5項に規定する報奨金及び総社市清音処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年総社市条例第200号）第7条第4項に規定する報奨金</u> 下水道事業受益者負担金
(繰替払の方法) 第65条の2 略 (繰替払の精算)	(繰替払の方法) 第65条の3 略 (繰替払の精算)

改正後		改正前																																							
<p><u>第65条の3</u> 令第164条の規定による繰替払をした場合は、当該収納金が指定金融機関の派出所に払い込まれた後、市長は、速やかに公金振替通知書（様式第51号）を会計管理者に送付し、公金振替の手続きをとらせなければならない。</p> <p>（公金の振替） 第75条 略 2 会計管理者は、<u>第65条の3</u>の規定による公金振替通知書を受けたときは、前項の規定にかかわらず公金振替書を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>別表第3（第81条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置場所</th> <th>出納員</th> <th>委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境水道部</td> <td>下水道課</td> <td>課長</td> <td>課の所掌に属する使用料（下水道事業に係るものを除く。）及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>様式第51号（第65条の3関係）</u> （別紙のとおり）</p>		設置場所		出納員	委任事務	略				環境水道部	下水道課	課長	課の所掌に属する使用料（下水道事業に係るものを除く。）及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	略			略				<p><u>第65条の4</u> 令第164条及び<u>第65条の2</u>の規定による繰替払をした場合は、当該収納金が指定金融機関の派出所に払い込まれた後、市長は、速やかに公金振替通知書（様式第51号）を会計管理者に送付し、公金振替の手続きをとらせなければならない。</p> <p>（公金の振替） 第75条 略 2 会計管理者は、<u>第65条の4</u>の規定による公金振替通知書を受けたときは、前項の規定にかかわらず公金振替書を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>別表第3（第81条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置場所</th> <th>出納員</th> <th>委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境水道部</td> <td>下水道課</td> <td>課長</td> <td>課の所掌に属する使用料及び分担金並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>様式第51号（第65条の4関係）</u> 略</p>		設置場所		出納員	委任事務	略				環境水道部	下水道課	課長	課の所掌に属する使用料及び分担金並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	略			略			
設置場所		出納員	委任事務																																						
略																																									
環境水道部	下水道課	課長	課の所掌に属する使用料（下水道事業に係るものを除く。）及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部																																						
	略																																								
略																																									
設置場所		出納員	委任事務																																						
略																																									
環境水道部	下水道課	課長	課の所掌に属する使用料及び分担金並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部																																						
	略																																								
略																																									

附 則  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公 金 振 替 通 知 書

年 度		所 属		振替伝票番号				
起案日		決裁日						
本書のとおり振替を命令する。								
市 長	副市長	総務部長	財政課長	係 長	係			
本書のとおり振替を決定する。				振替元	部 長	課 長	係 長	係
会計管理者	会計課長	審 査						
				振替先	部 長	課 長	係 長	係
振 替 元				振 替 先				
区 分		区 分						
年 度		年 度						
会 計		会 計						
所 属		所 属						
予算区分		予算区分						
款		款						
項		項						
目		目						
事 業		事 業						
節		節						
細 節		細 節						
細々節		細々節						
金 額		金 額						
収納累計／負済額		収納累計／負済額						
差引予算残額		差引予算残額						
振替元伝票番号		振替先伝票番号						
件名								
摘要								
備考								
処理	審査入力		執行入力		振替年月日			

区 分
歳出→歳入